



いちかわし 農業委員会だより



編集／発行 市川市農業委員会 市川市東大和田1丁目2番10号(分庁舎C棟2階)
電話 047(712)5063



三橋 会長

明けましておめでとうござ
います。

清々しい新年を迎えられた
こととお慶び申し上げます。

農家の皆様方には、日頃よ

り農業委員会の活動の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

本年も、微力ではありますが、本市農業の発展に努力して
まいっている所でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨今の農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者不足
による担い手の減少、耕作放棄地の増加や異常気象などの天
候不順、そして関税を原則撤廃とするTPPの交渉参加に向
けた議論も大詰めを迎え、日本および地域の農業が大変な危
機に直面していると実感しています。

さらに今、規制改革の流れの中、農業委員会制度の抜本的
な改革が検討されています。

農業委員の公選制から首長の選任制への移行、農業委員の
定数を削減し、また農業者・集落の声を行政・施策に反映す
るため、農業者の公的代表機関として行う建議を法律規定か
ら除外する等が主な内容です。

私ども20名の農業委員は、地域の相談役として、農家と行
政のかけ橋としての役割を一層強く認識し、本市農業の未来
が明るいものとなるよう取り組んでまいります。皆様の益々
のご発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

農業委員会委員一同

三橋 弘	石井 克己	大滝 與鷹	原木 一正	石橋 弘嗣	石井 利和	栗山 久司	細川 佐一	梶尾 彌一	武藤 晃	富田 尚武	宇田川 純一	金子 正	矢口 俊治	岡本 好夫	松永 修巳	小川 治夫	三橋 二三男	堀越 優	那須 嘉郎
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-------

農地の適切な管理を お願いします。



【利用状況調査】

平成20年度より、農業委員会および農政課が一体となって市内全域の耕作放棄地について一筆ごとに把握調査を実施し、平成23年度からは、耕作放棄地と農地の違反転用を防止するため、8月から11月にかけて農地パトロール月間（農地法第30条に基づき実施）として重点的に取り組んでいます。

【利用意向調査】

調査後、耕作放棄地と遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者を対象に「利用意向調査」を行う場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

【耕作放棄地の発生要因】

市内の耕作放棄地は、平成24年度35・6ヘクタール、平成25年度は36・1ヘクタールと増加しています。高齢化・後継者の減少、非農家への相続や農地法の許可を条件とした仮登記により、相当の間農地が転用されないまま耕作が放棄されていること等も要因としてあげられます。

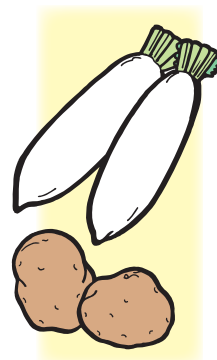
【耕作放棄地が与える影響】

耕作放棄地が増えると、雑草の繁茂、害虫の発生、種子の飛散、火災の恐れなどがあり、周りの環境に様々な影響を与えます。この

ため耕作放棄地の周辺住民からは、毎年、多くの苦情が寄せられており、その数は年々増えている状況にあります。このような苦情が寄せられると、その都度、現地を調査し文書などで適正管理のお願いをしています。

また、耕作をやめて数年を経た農地は、その原型を失うほどに荒れてしまい、耕作を再開するためには大変な負担が必要となります。

皆様にとっても大切な農地ですが、適切な管理を行った農地は周辺環境にも良い影響を与えます。一緒になって適正な農地を守っていきましょう。



農業委員による「農地パトロールの様子」

農業委員選挙人名簿登載申請書を 提出をお願いします

下段の、資格要件、提出期限、提出方法・提出先の確認をしていただいたうえ、提出をお願いします。

これは、「農業委員会委員選挙人名簿」に登載するために必要となります。

昨年同様、郵送でお送りしています。

この申請の提出がない場合、選挙資格があった場合でも、農業委員選挙に投票ができなくなりますのでご注意ください。

また、登載資格のある方で申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。

資格要件

1. 市川市に住所（在住）のある方
2. 年齢が満20歳以上（平成6年4月1日までに生まれた方）
3. 10アール以上の農地を耕作している方、若しくはその方と同居している親族や配偶者の方で、一年を通して従事日数が60日以上の方

提出期限

平成27年1月10日（土）

提出方法・提出先

1. 同封の返信用封筒で郵送してください。
2. 持参される方は、農業委員会事務局までお願いします。
（市役所出先機関への持参はご遠慮ください。）



お知らせ

農地の賃借の相続が発生したら

農地の賃借権の相続は、農業委員会への届出が必要です。

農業委員会では、農地や農家の情報等について、農家基本台帳で管理しています。

農地の賃借権は一つの財産であり、賃借人（旧小作人）が死亡すると相続されます。農家基本台帳等の名義の変更は、相続人からの届出により台帳を修正していますので、農地の賃借権を相続された方は、必ず届出をするようお願いいたします。

賃借人（旧小作人）

変更届出必要書類

- ・ 賃借人（旧小作人）変更届出書
- ・ 遺産分割協議書
- ・ 相続関係を証する書面

（被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍謄本、及び法定相続人の戸籍謄本等）

- ・ 法定相続人の印鑑証明書
- ・ 相続関係説明図
- ・ 委任状（代理人が届出する場合）
- ・ その他必要書類

添付書類に不足、印もれ等があると受理できません。

ご不明の点がありましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。

また、相続、時効等により農地の権利を取得した場合も、法務局への所有権移転登記のほか、農業委員会への届出も必要です。

農業新聞の購読を

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けしています。

毎週一回金曜日発行、購読料月額600円（送料込み）購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。また、電子版もあります。詳しくは全国農業新聞ホームページをご覧ください。（全国農業新聞ホームページから購読の申し込みもできます。）

農業者年金に

加入しませんか

農業者年金は次の特徴があります。

- 一、農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- 二、少子高齢時代に強い年金です。
- 三、保険料は自分で選べて、見直しができます。
- 四、終身年金で80歳までの保証があります。
- 五、税制面で優遇措置があります。

六、一定の要件を満たす方には、

保険料の補助があります。お問い合わせは、農業委員会事務局若しくはJAいちかわまでご連絡ください。

編集後記

先日、横浜市への研修視察会に参加をしました。参加された方々は、地元の農業関係者の方と活発に意見を交換するなど、私自身もいろいろな意味で触発を受けた一人です。新年を迎えあらたな決意で頑張つてまいりたいと思います。

農業委員会だより編集委員

- 三橋 弘
- 石井克己
- 石井利和

